

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京都

代表者の氏名 : 東京都知事 石原 慎太郎

事務所の所在地 : 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

## 第2章 対象事業の名称及び種類

名 称 : 東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線  
(板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間) 建設事業

種 類 : 道路の新設

## 第3章 対象事業の内容の概略

本事業は、「東京都市計画道路放射第 35 号線及び東京都市計画道路放射第 36 号線」のうち、板橋区小茂根四丁目を起点とし、練馬区早宮二丁目を終点とする延長 1.97km の区間(以下「計画道路」という。)において、平面構造で 4 車線道路を整備するものです。

事業計画の概要は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 事業計画の概要

項 目	計 画 の 概 要
都 市 計 画 道 路 名	東京都市計画道路幹線街路放射第 35 号線 東京都市計画道路幹線街路放射第 36 号線
延 長 及 び 区 間	延長 : 1.97km 起点 : 板橋区小茂根四丁目 (環状第 7 号線交差部) 終点 : 練馬区早宮二丁目 (補助第 237 号線交差部)
通 過 地 域	板橋区、練馬区
道 路 規 格	第 4 種第 1 級 <sup>注1)</sup>
車 線 数	本線 4 車線
道 路 幅 員	40.0～50.0m
設 計 速 度	60km/時
道 路 構 造	平面構造 (一般部 : 約 1.94km、橋梁部 : 約 0.03km)
主 要 交 差 道 路 ( 都 市 計 画 道 路 )	環状第 7 号線、補助第 234 号線、補助第 236 号線、 補助第 237 号線、放射第 35 号線 <sup>注2)</sup>
計 画 交 通 量	平成 30 年度 : 38,900～41,900 台/日 平成 42 年度 : 27,900～38,800 台/日
供 用 開 始	平成 30 年度 (予定)
工 事 期 間	平成 25 年度～平成 29 年度 (予定)

注 1) 第 4 種第 1 級とは、「道路構造令」(昭和 45 年 10 月 29 日政令 320 号) で定められた道路の区分です。

注 2) 主要交差道路の放射第 35 号線は、本事業の放射第 35 号線と放射第 36 号線の接続部から、環状第 7 号線にかけて計画されている道路です。

環境に及ぼす影響の評価の結論

環境に及ぼす影響の評価の結論は下表に示すとおりです。

項目	評価の結論
大気汚染	<p>【工事の完了後】            計画道路の供用開始時点（平成 30 年度）及び周辺道路網が概ね完成すると想定される時点（平成 42 年度）における計画道路周辺での二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値は最大で 0.045ppm と予測され、評価の指標とした環境基準（0.06ppm）以下となります。            浮遊粒子状物質（反応二次生成物質 等を除く）の日平均値の年間 2% 除外値は最大で 0.067mg/m<sup>3</sup> と予測され、評価の指標とした環境基準（0.10mg/m<sup>3</sup>）以下となります。</p>
騒音・振動	<p>【工事の施行中】            建設作業の騒音レベルは最大で 78dB と予測され、評価の指標とした指定建設作業に係る騒音の勧告基準（80dB）以下となります。            建設作業の振動レベルは最大で 66dB と予測され、評価の指標とした指定建設作業に係る振動の勧告基準（70dB）以下となります。</p> <p>【工事の完了後】            計画道路の供用開始時点（平成 30 年度）及び周辺道路網が概ね完成すると想定される時点（平成 42 年度）における計画道路周辺での道路交通騒音レベルは、官民境界において最大で昼間 67dB、夜間 65dB と予測され、評価の指標とした環境基準（昼間 70dB、夜間 65dB）以下となります。            道路交通振動レベルは、官民境界において最大で昼間 51dB、夜間 51dB と予測され、評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準（第 1 種区域：昼間 60dB、夜間 55dB）以下となります。</p>
景観	<p>【工事の完了後】            ア．地域景観の特性の変化の程度            計画道路の存在に伴い、地域景観の一部は改変されますが、計画道路は平面構造で、環境施設帯に植樹帯を設置し、電線類は地中化を図るとともに、地域特性を踏まえた検討等を行うため、周辺の緑との連続性が確保された緑豊かな開放的で整然とした街並み景観が創出されると予測されます。            以上により、評価の指標に示される「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出を工夫すること。」を満足すると考えられます。</p> <p>イ．代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度            計画道路の存在に伴い、既存の住宅地等の一部は改変されますが、計画道路は平面構造で、環境施設帯に植樹帯を設置し、電線類は地中化を図るため、周辺の緑との連続性が確保されるとともに緑豊かな開放的で整然とした景観が創出されると予測されます。            さらに、地点によっては、眺望の変化の程度は小さいと予測されます。            以上により、評価の指標に示される「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性（地域の特性）の創出を工夫すること。」を満足すると考えられます。</p>

反応二次生成物質：工場、事業所や自動車などの発生源から排出された大気汚染物質や自然界からの揮発性有機化合物等が大気中において化学的、物理的变化を受けて生成される大気汚染物質のこと

項 目	評価の結論
史跡・文化財	<p>【工事の施行中】</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の施行に伴い、一部改変される部分がありますが、「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」及び「練馬区文化財保護条例」の規定に基づき、工事着手前に練馬区教育委員会と協議するなど必要な手続を行い、発掘調査、記録保存、移設等、適切に対処します。</p> <p>なお、未周知の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関等と協議し、「文化財保護法」等に基づいて適切な対処を講じます。</p> <p>以上により、評価の指標とした「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「東京都板橋区文化財保護条例」及び「練馬区文化財保護条例」の規定を満足すると考えられます。</p>
廃 棄 物	<p>【工事の施行中】</p> <p>工事の施行に伴い発生するコンクリート塊は約 700m<sup>3</sup>、アスファルト・コンクリート塊は約 3,900m<sup>3</sup>と予測されますが、これらの再資源化等率の目標を 100%とするため、「東京都建設リサイクル推進計画」に定められた目標値に合致します。</p> <p>また、工事の施行に伴い発生する建設発生土は約 31,200m<sup>3</sup>と予測されますが、関係機関等との調整や再資源化施設の活用等により再利用に努めることから、評価の指標に示される再利用の推進等による廃棄物の減量の方針に合致します。</p> <p>なお、再利用が困難な建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物条例」等に示される適正処理の方針に基づき、適切に処理します。</p> <p>以上により、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」及び「東京都建設リサイクル推進計画」に定められた基準を満足すると考えられます。</p>